

岩手県告示第383号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、県税の収納に関する事務を令和4年2月28日次の者に委託した。

令和4年6月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 受託者

住 所	名 称
東京都千代田区紀尾井町1番3号	P a y P a y 株式会社

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで